



(財)財務会計基準機構会員

平成 20 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 マルシェ株式会社  
代表社名 代表取締役社長 谷垣雅之  
(コード番号 7524 東証・大証第一部)  
問合せ先 取締役管理本部長 川角茂樹  
(TEL : 06-6624-8100)

「内部統制システム構築の基本方針」に関する一部改定について

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」に関し、下記の通り一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

(変更箇所は下線で示しております。)

記

## 内部統制システム構築の基本方針

### I. 【内部統制システムの基本方針について】

本方針は、会社法第 362 条第 4 項第 6 号に基づいて実行されるマルシェ株式会社の内部統制システムの構築において、遵守すべき基本方針を明確にするとともに、会社法施行規則第 100 条に定める内部統制システムの体制整備に必要とされる各条項に関する大綱を定めるものである。

本方針に基づく内部統制システムの構築は、速やかに実行し、且つ、見直しを行い、改善を図り、以って適法で効率的な企業体制を構築する事を目的とする。

### II. 【内部統制システムの基本方針】

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

- ① 企業としての社会的信頼に答え、企業倫理・法令順守の基本姿勢を明確にすべく、全役職員を対象とした行動指針としてマルシェ企業行動基準を定め、それを全役

職員に周知徹底させる。

- ② コンプライアンス担当役員を置き、内部統制を推進する組織を設置するとともに、リスク管理体制とコンプライアンス体制の構築及び運用を行う。
- ③ 企業倫理を確立するための具体的施策を検討するための企業倫理委員会において、役職員に対するコンプライアンスの研修を実施するとともに、マルシェ企業行動基準の見直しを行う等、コンプライアンスの強化及び企業倫理の浸透をはかる。
- ④ 法令・諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正する事を目的とする社内報告体制として、社内担当者、社外弁護士及び第三者機関等を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。
- ⑤ 社長直轄の内部監査室は、内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款、及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性に付き、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役会に対しその結果を報告する。
- ⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持つことのない体制を整えるとともに、不当要求があった場合は、総務部を対応窓口として警察、顧問弁護士等と連携を密に組織的に対応する。

## 2. 会社法施行規則第 100 条に定める内部統制システムの体制整備に必要とされる各条項に関する大綱

### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則 100 条 1 項 1 号)

- ① 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録含む。以下同じ）を、関連資料とともに、文書管理規程その他の社内規定の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。
- ② 取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧する事が出来る。

### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則 100 条 1 項 2 号)

- ① 内部統制を推進する組織の下に、リスク管理を統括する部門を置き、リスク管理規程を定め、リスク管理体制及び管理手法を整備し、全社のリスクを総括的かつ個別的に管理する。
- ② 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する部門へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携をはかる。

**(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制**

(会社法施行規則 100 条 1 項 3 号)

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月 1 回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関し迅速に的確な意思決定を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、各役職者の権限及び責任の明確化をはかるため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

**(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制**

(会社法施行規則 100 条 1 項 4 号)

- ① 使用人は法令、定款はもとよりマルシェ企業行動基準、及び社員の行動規範及び諸社内規程則り行動するものとする。
- ② 使用人は、法令、定款違反、社内規則違反或いは社会通念に反する行為が行われていることを知ったときは、社内所定の窓口に通報する。内部通報規程は通報者の保護を図るとともに、透明性を維持した体制を整備する。

**(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

(会社法施行規則 100 条 1 項 5 号)

- ① グループ会社における業務の適正を確保するため、コンプライアンス体制の整備につき、子会社を監査及び指導するとともに、子会社に対するコンプライアンス教育・研修を実施し、グループ全体でのコンプライアンス意識の向上に努める。
- ② 子会社等関係会社を統括するための部署を置き、関係会社規程に基づき子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 (会社法施行規則 100 条 3 項 1 号)**

監査役の職務を補助するため、必要に応じ、使用人を置くこととする。

**(7) 使用人の取締役からの独立性に関する事項**

(会社法施行規則 100 条 3 項 2 号)

監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役又は監査役会に帰属するものとし、取締役、執行役員及び他の使用人は、監査役の補助使用人に対し指揮命令権限を有しない。また、当該補助使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定に当たっては、事前に監査役会の同意を必要とする。

**(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**（会社法施行規則 100 条 3 項 3 号）

- ① 監査役は監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、経営会議等その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧する事が出来る。
- ② 取締役及び使用人は監査役会の要求に応じて、自己の職務執行の状況を監査役に報告するものとする。
- ③ 取締役及び使用人は会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役会にその都度直ちに報告するものとする。

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**  
（会社法施行規則 100 条 3 項 4 号）

- ① 監査役は、内部監査室と定期的に会合を持ち、内部監査結果及び助言・勧告事項等について協議及び意見交換するなど、密接な情報交換および連携をはかる。
- ② 監査役は、会計監査人とも意見交換を行い、連携且つ相互に牽制をはかるものとする。
- ③ 監査役は監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用する事ができるものとする。

以 上